

第2 - 5

省令第30条の2区画

省令第30条の2区画編

連結散水設備の散水ヘッドを設ける部分

規則第30条の2 政令第28条の2第2項第1号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- 一 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50平方メートル以下のもの
- 二 浴室、便所その他これらに類する場所
- 三 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室の用途に供されるもの
- 四 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- 五 エレベーターの昇降路、リネンシユート、パイプダクトその他これらに類する部分

1 区画の取扱い

(1) 区画の構造

区画する壁・床の構造は、建基政令第107条第1号に規定する耐火性能を有すること。

(2) 区画の開口部

ア 区画を貫通するダクト等には、区画貫通部にF D（ファイヤーダンパー）を設けること。

イ 区画を貫通する火気設備の排気筒は、省令第30条の2第1項第1号の区画は次表の基準面積1,000m²未満、省令第30条の2第1項第3号の区画は次表の基準面積1,000m²以上の施工方法によるラッキング処理（下表）を施すこと。

ウ 区画を貫通する配管及び電気配線等の取扱いは、「規則第13条区画編」の「6 第13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」による。

排気筒の種類	排気筒の材質	施工方法		
一重式排気筒	ステンレス板	Rw20 ³ ₘ + 鋼板0.6 ³ ₘ	Rw30 ³ ₘ + 鋼板1.3 ³ ₘ	鋼板1.3 ³ ₘ
		Rw30 ³ ₘ + 鋼板0.3 ³ ₘ	Rw40 ³ ₘ + 鋼板1.0 ³ ₘ	鋼板1.0 ³ ₘ
			Rw50 ³ ₘ + 鋼板0.7 ³ ₘ	鋼板0.7 ³ ₘ
			Rw60 ³ ₘ + 鋼板0.4 ³ ₘ	鋼板0.4 ³ ₘ
給排気筒	ステンレス板	Rw20 ³ ₘ + 鋼板0.4 ³ ₘ		
			Rw30 ³ ₘ + 鋼板1.1 ³ ₘ	鋼板1.1 ³ ₘ
			Rw40 ³ ₘ + 鋼板0.8 ³ ₘ	鋼板0.8 ³ ₘ
			Rw50 ³ ₘ + 鋼板0.5 ³ ₘ	鋼板0.5 ³ ₘ

2 散水ヘッドの設置を要しない部分（総務省令で定める部分）

散水ヘッドを設けてもその効果が少ない部分、延焼のおそれが著しく少ないと予想される部分又は散水することにより二次的な災害の発生が予想される部分は散水ヘッドの設置を要しない。

散水ヘッドの設置を要しない部分	類似用途
主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の <u>防火戸</u> で区画された部分で、当該部分の床面積が50 m ² 以下のもの (A)	-
浴室・便所その他これらに類する場所 (B)	化粧室、脱衣所、洗濯所、シャワー室等
主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の <u>特定防火設備である防火戸</u> で区画された部分でエレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室又は通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室 (C)	ポンプ室、冷凍機室、冷凍・冷蔵室、受水槽室、ボイラー室、電話交換室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室、省令第13条第3項第7号に掲げる室
発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所 (D)	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器、政令第13条6欄に掲げるもの
エレベーターの昇降路、リネンシート、パイプダクトその他これらに類する部分 (E)	給排気ダクト、メールシート、ダムウェーダーの昇降路

3 散水ヘッドの設置を要しない部分の例示

<凡例>

● : 連結散水設備のヘッド



: トイレ、電気室、エレベーター昇降路等のヘッド免除部分



: 規則 30 条の 2 区画（面積制限なし）によるヘッド免除部分



: 規則 30 条の 2 区画（50 m²以下に区分）によるヘッド免除部分

